

第 1 回臨時会会議録目次

第 1 日目（平成 2 0 年 1 月 2 9 日）	頁
○開会宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○開議宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○日程第 1 会議録署名議員指名・・・・・・・・	3
○日程第 2 会期決定・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○日程第 3 議案第 1 号 平成 1 9 年度滝川市一般会計補正予算（第 8 号）	
議案第 2 号 滝川市生活保護費詐欺事件検証第三者委員会条例・・・・・・・・	3
○閉会宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1

平成20年第1回滝川市議会臨時会（第1日目）

平成20年 1月29日（火）

午後 1時02分 開 会

午後 2時42分 閉 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 議案第 1号 平成19年度滝川市一般会計補正予算（第8号）
議案第 2号 滝川市生活保護費詐欺事件検証第三者委員会条例

○出席議員（18名）

1番	渡 辺 精 郎 君	2番	窪之内 美知代 君
3番	酒 井 隆 裕 君	4番	清 水 雅 人 君
5番	関 藤 龍 也 君	6番	本 間 保 昭 君
7番	山 口 清 悦 君	8番	中 田 翼 君
9番	大 谷 久美子 君	10番	荒 木 文 一 君
11番	堀 重 雄 君	12番	三 上 裕 久 君
13番	堀 田 建 司 君	14番	田 村 勇 君
15番	山 腰 修 司 君	16番	井 上 正 雄 君
17番	水 口 典 一 君	18番	山 木 昇 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	田 村 弘 君	副 市 長	末 松 静 夫 君
教 育 長	小 田 真 人 君	監 査 委 員	八 幡 吉 宣 君
理 事	谷田部 篤 君	総 務 部 長	高 橋 賢 司 君
総 務 部 参 事	辰 巳 信 男 君	市民生活部長	狩 野 道 彦 君
保 健 福 祉 部 長	居 林 俊 男 君	保健福祉部参事	佐々木 邦 義 君
経 済 部 長	中 嶋 康 雄 君	経 済 部 参 事	江 上 充 明 君
建 設 部 長	岡 部 豊 君	教 育 部 長	高 橋 一 昭 君
教育部指導参事	早 瀬 公 平 君	教 育 部 参 事	佐 藤 好 昭 君
病院事務部長	東 照 明 君	秘 書 課 長	若 山 重 樹 君
総 務 課 長	伊 藤 克 之 君	企 画 課 長	館 敏 弘 君
財 政 課 長	西 村 孝 君	行政経営室長	五十嵐 千夏雄 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長	飯 沼 清 孝 君	副 主 幹	田 湯 宏 昌 君
書 記	山 本 信 子 君	書 記	寺 嶋 悟 君

開会 午後 1時02分

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成20年第1回滝川市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名全員であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において田村議員、山腰議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。今期臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定をいたしました。

◎日程第3 議案第1号 平成19年度滝川市一般会計補正予算(第8号)

議案第2号 滝川市生活保護費詐欺事件検証第三者委員会条例

○議 長 日程第3、議案第1号 平成19年度滝川市一般会計補正予算(第8号)、議案第2号 滝川市生活保護費詐欺事件検証第三者委員会条例を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 ただいま上程されました議案第1号 平成19年度滝川市一般会計補正予算(第8号)についてご説明いたします。

今回の補正は、生活保護費の不足見込額の補正及び生活保護費詐欺事件検証第三者委員会の設置に伴う所要経費が主なものでございます。

1ページをごらんください。第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ1億4,443万4,000円を増額し、予算の総額を208億1,084万9,000円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2ページ、3ページは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思います。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ペ

ージ、9ページをお開き願います。2款1項1目一般管理費、補正額46万円につきましては、庶務事務に要する経費の補正でございます。このたびの生活保護費詐欺事件につきましては、内部検証委員会の報告を受けて、今後さらに市民の目線での公正な検証を行うために生活保護費詐欺事件検証第三者委員会を設置いたします。委員会設置につきましては、議案第2号にて提案説明を行うところですが、これに係る委員報酬等所要経費について補正したいとするものでございます。第三者委員会の検証結果は市民に公表することとし、その結果を踏まえ、再発防止に向けた対策を断行してまいりたいと考えております。

3款3項1目生活保護費、補正額1億4,397万4,000円につきましては、生活保護に要する経費の補正でございます。生活保護人員の見込み数の増加、特に入院、入院外の医療扶助件数及び扶助額が大幅に増加していることから、扶助費が不足する見込みであり、これを増額補正したいとするものでございます。

以上、歳出合計で1億4,443万4,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。15款1項1目民生費負担金1億649万7,000円の増は歳出関連でございます。

20款1項1目繰越金3,793万7,000円の増は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

以上、歳入合計で1億4,443万4,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして、議案第1号の説明とさせていただきます。

○議長 総務部長。

○総務部長 議案第2号 滝川市生活保護費詐欺事件検証第三者委員会条例につきましてご説明を申し上げます。

この条例は、生活保護費詐欺事件の発生に伴い、行政の対応について問題が提起されていることにかんがみ、現在市内部に設置しております生活保護費詐欺事件に関する検証委員会における検証結果を踏まえまして、市民の立場に立って客観的かつ公正な検証及び再発防止のための提言を行うための第三者による検証委員会を設置するために制定したいとするものであります。

第三者委員会におきましては、世帯情報や病歴情報も含めた個人情報もすべて開示した中で検証していただくため、この委員会は条例設置の委員会とした上で、委員の身分を非常勤特別職の公務員と位置づけることにより、滝川市個人情報保護条例第10条の2の規定に基づく罰則規定を含めた守秘義務を課せられる職員とすることにより、適正な検証を行っていただきたいとするものであります。

各条について順にご説明を申し上げます。第1条につきましては、先ほど申し上げました市民の立場に立った客観的かつ公正な検証及び再発防止のための提言という目的のためにこの委員会を設置したいとする旨の規定であります。

第2条につきましては、委員会の所掌事務に関する規定でございますが、事件の経緯及び背景の検証、生活保護に関する事務執行について市民等から指摘を受けた行政の問題点等の検証及びその改善に関する提言、その他事件の検証に関し必要と認められる事項としております。

第3条につきましては、委員会の組織に関する規定で、8人以内の学識経験者により組織し、任期は検証終了までとするほか、守秘義務についての規定であります。

第4条につきましては、議事に関する規定で、招集権者、議長、議決などについての規定であります。

第5条につきましては、会議の非公開に関する規定で、先ほども申しましたとおり個人情報もすべて開示した中での検証とするため会議を非公開とする旨の規定であります。

第6条につきましては、会議の記録に関する規定で、会議自体は非公開とするものの、検証の経過を最大限に市民に公表するため会議の記録を作成し、これを公表する旨の規定であります。

第7条につきましては、関係者の出席に関する規定で、必要と認めるときに関係者の出席を求め、また調査を行えることとするための規定であります。

第8条につきましては、庶務に関する規定で、委員会の庶務、いわゆる事務局については総務部総務課が行う旨の規定であります。

第9条につきましては、施行細目でございますが、この条例に定めない事項については市長が別に定める旨の規定であります。

2ページ目をお開きください。附則第1項につきましては、施行期日に関する規定で、第1回目の委員会の開催を予定しております平成20年1月30日から施行したいとするものであります。

附則第2項につきましては、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正で、この委員会の委員の報酬を専門委員、情報公開・個人情報保護審査会委員等と同様に月額1万100円としたいとするものであります。

以上で議案第2号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、ただいま補正予算と第三者委員会の報酬、旅費等にかかわる補正予算が出たわけですが、それではこれらの補正にかかわって、この介護タクシーの詐欺事件がどのようにかかわっているかということで、直接には後で討論いたしますが、直接には関係ないというような市のほうの説明がありましたが、大いに私は関係あると思いますので、その点につきましてお答えをいただきたいと思います。

大きくは3点になりますが、最初は補正額のこの由来についてお尋ねをしたいと思います。ただいま上程ありました1億4,397万4,000円、約1億4,400万円ほどの補正額でございますが、この片倉容疑者と言われるお二人に19年度4月から11月に支払った介護タクシーのいわゆる不正支出と言われる金額は、今まで厚生常任委員会の中で発表された金額でいえば1億2,865万円なのであります。そうしますと、この不正支出がなかったら、今回の補正額は1,532万円程度でよいわけですが、そういうことでこれは移送費の支出だけでございますが、これについての確認をしていただきたいと思います。

2点目でございます。さらに、ほとんど毎日ストレッチャーつき介護タクシーで通っていたこの病院の医療費も必ず生活保護費の中の医療費があると思うのであります。ここでは本会議でござ

いますから、今までここを厚生常任委員会で相当私もこの発表ということを言ったのですが、結果的には病院の問題ということで医療費が発表をされていないわけでありますが、この夫のほうの片倉勝彦容疑者分、ひとみと言われる妻の容疑者のそれぞれ札幌に通っていた医師の１９年度の医療費をどういうふうに考えるか。発表できましたら、たくさんの市民の方々がいらっしやっているのですから、ぜひお願いをしたいものだと思っていますところでございます。

そこで、小さく３点目になりますが、事務所払いにつきまして、実はこの生活保護費の中の福祉事務所払いというのがあるのですが、１９年度の予算額、この間の資料でいけば１億１，９０４万円というようなことで予定をしていたそうでありますが、これは当然生活保護を受けられている方々全員の分の事務所払いだったと思うのですが、この中でこの片倉容疑者お二人に１９年度の予算を既に見込んでいたというようなことを聞いているわけでありますが、この額につきまして市民の皆さんのところで発表をしていただければと思います。１９年度事務所払い、１億１，９０４万円はしっかりと書かれておりますから、わかりますが、その中で既にこの片倉容疑者の分というようなことで見込んだそうですから、１８年度支払いしているから、したがって１９年度もこれぐらいそのお二人に払わないかぬだろうということで何か計画したそうですが、その額をご発表をいただきたいと思います。

その次、大きく次は２点目ではありますが、生活保護法第２８条のほうを申し上げたいと思います。これに基づいて片倉容疑者から生活保護の申請がありました。そして、福祉事務所で保護決定が行われているはずなのですが、この出足がとにかく間違っていたのではないかと思うわけであります。片倉容疑者が９８年３月に札幌から戻ってこられまして、生活保護の申請を提出して滝川市は１０日足らずのうちに保護決定をしたわけでありますが、それは速やかにということでは手順は間違っていないと思うのでありますが、生活保護法の第２８条にこの書類のことがしっかりと書かれているのですが、この書類の公開のほうも厚生常任委員会でだめと。私は、公開条例を理解をして、必要なところは黒塗りをしてもいいから、これはやっぱり出してもらわなければ、生活保護法第２４条に基づいてどんな書類を出したのか、そして滝川市はどんな申請の決定をしたのか、これは極めて大事だと言ったのですが、これも委員会のほうでは拒否されておりますが、この多くの市民の前でもう一度しっかりとこの辺をお話してください。要するに多額な介護タクシーの詐欺ということであれば、これはやっぱり最初の第２４条、第２８条に基づいて、今容疑者と言われる生活保護申請をされました片倉さんの生活状態をしっかり把握をして、身体の状態、病状、これをしっかりと把握して、特に滝川市の指定する医療機関、これは札幌の病院とか、いろいろ取りざたされているわけでありますが、何といってもこれは生活保護法の第２８条にはしっかりと実施機関としての滝川市がしっかりと病院と連携をしなければいけないということが書いているわけであります。したがって、この滝川市立病院の検診命令、そういうものがしっかりと行われていれば、その申請者は初めからもう札幌に通っていたからということですが、滝川は滝川ということでしっかりとそこを押さえる必要があったのではないかと。つまり今となれば、それはいろんな事柄がうその、虚偽のやっぱり申請書だったのかもしれないから、そういうところの虚偽の申請書であれば、そういうものをしっかりと福祉事務所が調べなければいけない。そして、地域の市立病院ですか。この嘱託医に

しっかりと身体状況を把握して、最終的に札幌に入院なら入院という、そういう検診命令が出されていなかったのではないかと思います。したがって、申請を出した容疑者、そして保護決定の滝川市、福祉事務所、ここに難しい言葉を少し使いますが、瑕疵があったのではないかと。これは、もう最終的にここで確認をしたいと思います。簡単に言えば落ち度としておきますが、そういうものがあつたからこそ、ずるずるとこういう泥沼に足が入ったのではないかと思うので、この最初の部分、ここをもう一度しっかりとお答えをいただきたいと思います。そうでなければ、この生活保護費がうやむやに扱われたのではないかと、こういうふうにして市民は思いますから、ぜひこの大きく2点目のを。

次、大きく3点目にまいります。この移送費が違反、こういうことになったわけであります。タクシー代が高額なタクシー代だから違反かどうか、こういうこともあります。移送費が違反であれば検診というのですか、診療、つまり医療費のほうも極めてこれは問題だということで今市民の皆さんは大変問題にしているところであります。移送費、移送費ということでタクシー代ばかりに目を向けられておりますが、そのタクシーに乗ったのが違反であれば、そこに一体通ったのか通わないのかも、それもまた不十分な面があるのですが、この点を今まで厚生常任委員会ではすっかり不問にされました。先ほどの検証委員会でもそこは明らかになっておりません。診療費、医療費代も問題になると思います。その生活保護費の中には、しっかりと医療費というものが1億4,000万円程度あるわけでありますから、この医療費をそのままにして補正予算を提案してくると、こういうことはやっぱり聞いている市民も本当にこれはわからない、愚弄しているのではないかと私は本当に思うほどでございます。したがって、今回ほど市民が怒りを燃やしていることはないわけですが、それは単純に移送費のタクシーだけではなくて、タクシーが問題であれば、そこに行つたであろうか行かなかつたであろうかはわかりませんが、その医療費、これがどんなふうになっているのかと。この額が公表できるものであれば、きょうはぜひ市民の皆さんが傍聴しておりますから、この真実を明らかにしていただきたい。情報公開条例の問題で、プライベートを守るという理由で実は医療費のほうですっかり隠れみのになってしまっていますが、生活保護の費用にはしっかりと医療費というものがあるわけであります。だから、医療扶助の中で片倉容疑者の分はこの19年度予算の中で幾らなのか、したがってこの補正予算、最終的に1億四千幾ら足りなくなったと、こういうことのやっぱり理論というのははっきりしなければいけないのではないかと思いますので、大きくその3点にわたって、1点目は細かくちょっとありましたが、その数字等ももう一度というか、はっきりとこれをお願いをいたしたいと思います。

以上です。

○議長 渡辺議員、多くの質疑をいただきましたが、今回につきましては生活保護費の補正でございますので、それに関連し得る最大限の答弁をさせますので。余り前回の問題に入っていきますと、ルール上ちょっとこの本会議でやる部分とは違ってまいりますので。でも、関連があるということは確かでありますから、その部分は説明をしてもらいます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 渡辺議員さんより今回の生活保護費の補正の額1億4,397万4,000円と今回の事件とのかかわりについてのご質疑がございました。議員さんがおっしゃいましたように1

億4,397万4,000円と、そして今回の片倉容疑者の19年度の通院移送費1億2,865万円、これにつきましては今後厚生労働省のほうでこの移送費が適正だったかどうかということ判断をいたしますので、仮にそれがすべて不適切だというような判断をされるとすれば、確かにおっしゃいますように1,500万円程度の補正で済むということは言えると思います。ただ、私が申しましたとおり、これからの判断にあくまでもゆだねられる問題であるというふうに考えております。

ご質疑の中にもう一つ、片倉容疑者の予算額として移送費をどの程度見ていたのかというようなお話がございました。これにつきましては、移送費として予算を積算したのは1億1,340万円でございます。ですから、既に支出をした額はこれをオーバーしてございますので、おっしゃるとおり全くこれがその要因の一つではないということはいえないと思います。ですが、今回の補正につきましてはあくまでも生活保護費、19年度は非常に医療費、特に入院医療費が私ども予想をしたよりも1億円近く大きくかかっているという実態にかんがみ今回の補正をお願いをしたところでございます。

また、ご質疑の中で医療費に関してのご質疑がございました。私ども厚生常任委員会の中でも特に生活保護につきましては個人の生活そのものでございますので、事件に関する移送費についてはお答えをしてきたところですが、それにかかわらない移送費の部分についてはご容赦をいただきたいと思います。

以上です。

○議 長 答弁終わりました。

(「再質疑ではございませんが答弁漏れ」と言う声あり)

○議 長 ちょっと待ってください。答弁漏れということですが、先ほどもお話をしたが、最大関連できることについては答弁をいたしますが、ほかに理事者側でお答えすることはないのかな。保健福祉部長。

○保健福祉部長 申しわけございません。申請に関してのお話がございました。平成18年の3月時での申請につきましては、申請書が出されまして、そして必要な資産調査ですとか扶養調査について行っています。当然その医療について、札幌市に通院ということで、その辺の医療扶助についても医師のほうに赴きましてそれなりの判断をしたところでございます。

検診命令というようにお話がございました。検診命令、厚生常任委員会でもさまざま指摘をされております。私どもとしては、嘱託医が滝川の市立病院ということもございましたので、そのように検診命令という判断ができなかったというようなことでご説明を申し上げましたが、その部分につきましても今後厚生労働省のほうでも指摘がされる可能性が高いというふうにも考えてございます。そういった是正策は、今後の段階できちっととらなければならないというふうに判断をしているところでございます。

○議 長 答弁終わりました。渡辺議員。

○渡辺議員 再質疑ではなくて……答弁漏れを。

○議 長 ちょっとお待ちください。答弁漏れは……

○渡辺議員 最後の移送費が問題あると。違反というか、今後しっかりとそれは司直の手で裁かれるのでありましようが、移送費が違反ということであればこの生活保護費の中の、これは片倉容疑者であろうがだれであろうが、その医療費というものもやはり問題にはなりませんかと言っているのであります。一切これは病院に払った分は全く可としているのか、いや、やっぱり払った部分についても問題が今後生じるとか、そういう見解だけでもやっぱりこれは求めたいと思います。それは補正にかかわることですから、ぜひこれは金額にかかわることですし、お願いします。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 医療費に関しましては、当然通院の移送費ですから、その折に医療費というものがかかってございます。私ども警察の方ともいろいろお話をしたり、あるいは本格的には厚生労働省のほうとの対応ということも出てまいります。現段階で医療費に関してそういった問題があるという指摘もされてございません。私どもは、医師の判断で必要な医療が行われて、そしてその通院があくまでも詐欺事件としては申請どおりの通院がされていなかったということで事件になっているのでございまして、医療費の部分につきましては現在のところ問題点としては私ども把握しているところではございません。

以上です。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 答弁いただきましたが、私は次の討論あるいは最後の採決でこのことがやっぱり関係があるということだけ申し上げて、その医療費については明らかにされなかったという事実だけで終わりたいと思います。

○議 長 清水議員。

○清水議員 私からは、議案第1号、補正予算に関して大きく5点にわたって質疑を行いたいと思います。

まず、1点目です。今回1億4,000万円余りの補正予算を組む必要が生じたのはいつごろかということをやまずお聞きをしたいと思います。伺うところによると、2月末には予算をオーバーするということです。しかし、11月17日に逮捕がされると。12月には定例会もありました。当然この時点で大体毎月の保護に関する支出はわかっているわけですから、かなり前から補正予算を組む必要が生じているのだというふうに思いますが、いつごろ必要だというふうに判断をされたのか。判断をしたというより、いつごろわかっていたのかということをお伺いをいたします。

2点目は、財源の問題です。1億4,397万円、ご説明では入院医療を主として昨年までよりも約1億円支出がふえていると。これも事実です。しかし、市民が常識から外れているというこのタクシー代、4月1日から11月10日ぐらいまで……ごめんなさい。16日に最後振り込んでいますから。1億2,864万円、この支出がもしなければ、渡辺議員と多少重複する面もあると思いますが、なければこの補正予算は2,000万円ぐらいですから、こんな大きな補正になることはなかったわけです。市民は、この問題の全容が解明され、責任がだれにあったのか、処分をどうするのか、そして市に違法性はないという1次報告をされましたが、落ち度はどこにあったのかということを確認にして、そしてどれだけ市長、副市長などが負担をするのかと、ここがはっきりし

なければ、これ以上の税金支出は認めないというのが大多数の市民の感情だと思います。ですから、ここを明確にすることがこの補正予算審議では欠かせない点だというふうに考えます。責任はだれにあったのか、処分をどうするのか、市の落ち度は今のところどこまでわかっているのか、どのように市長、特別職、副市長も特別職です。どのように今の段階で返済に足ることを実施する、つまり退職金や今後の賞与、給与についてどのようなお考えを持っているのかをお伺いをします。

3点目です……ちょっと今の2点目は、1つは明らかにしないと税金は支出すべきではないというのが市民の感情だと。これについてのお考えをまず伺いたいと思います。

そして、3点目として、市長や副市長の返済についての考え方について伺います。

4点目です。きょう昼に検証委員会による検証報告書、生活保護費詐欺事件に関する検証委員会が公表されております。議員に配付されております。ここでは、まとめということでこのように書かれております。今回の詐欺事件に関し、検証委員会としては福祉事務所としての職務執行に違法性があるか、そこに故意または過失が存在するかについて事実に基づく検証を重視し、法律的な判断を含めて検証を行った。その結果、福祉事務所の職務執行に違法性は問えないと判断するが、今後は第三者によるより客観的な分析が必要であると考え、このように述べています。市の問題については、受け身、追認の対応となり、主導的かつ行動的に対処するという組織的な対応に欠けていたと言わざるを得ない、このように述べるにとどまっております。しかし、果たしてそうでしょうか。違法性は問えないと、このように検証委員会は1次報告だということで判断をしております。しかし、仮に違法性の疑いがあれば、この補正予算は簡単に議決をするわけにはいかないというのが、これもまた市民が支持するところだと思います。

そこで、私は2点について違法性の疑い、故意と考えられることについてお伺いします。まず、妻に対する札幌の通院でストレッチャータクシー、夫と同じ25万円を支出を認めたことについて、これは本当に多くの市民、またマスコミも疑いを強くしているところです。病状的には、本当によく知る人によってはどこが悪いのと。そのような方が寝台車つきで、いろんな救急の装置のついたいわゆる民間救急車と言われるものを使う必要があったのかということ、ここでやはり生活保護法第28条に違反するのではないかという疑いがあります。ここで、きょう明らかになったこととして、移送費の要否意見書、つまりストレッチャータクシーを使うかどうか、主治医に意見を求めるのですが、通常であれば福祉事務所がこういうことなのだけれども、ストレッチャータクシーは必要でしょうかと言って用紙を持っていかなければならないのに、何と病院の側から突然提出をされると。つまり患者さんが恐らく病院で手に入れたのだと思うのです、この用紙を。それを医者に書いてもらって、そして福祉事務所に持ってくると。そして、これについて、10月26日に提出されるのですが、翌日からの分をもう既に支出を始めているのです。支出を認めているのです。これは、まさに私は福祉行政の中では非常に特異な例だというふうに思いますが、検証委員会の中ではここについては書かれてはいますけれども、問題点というふうにはとらえていないのです。これは、違法性が濃いのではないかというふうに考えますが、お伺いします。

そして、さらに12月までしかタクシーの必要はないという意見書がありました。しかし、福祉事務所は1月以降については新たに主治医に聞くことなしに、医療が必要かどうかというその意見

書だけでストレッチャーの使用を決めています。医療の意見書の中にストレッチャータクシーが必要だと、そんなようなことをうかがわせることが本当に書いてあったのか、これも確認をしておきます。

さらに、このような重大な支出について、嘱託医は必要だというふうに言ったということですが、具体的に本当に嘱託医がこれを必要だというふうに言ったのだとすれば、これは重大な問題です。今まで嘱託医は、委員会の求めに対しても出席をされていないということがあります。今後嘱託医に議会の中できちっと説明をしてもらう必要があるというふうに思いますが、これについて市長のお考えを伺います。

次、大きな5点目です。これも違法性の疑いありということで考えますが、検証結果報告書の中では疑いなしというふうになっている問題ですが、口座の問題です。検証結果では、このように書かれています。これまで行ったことについては経過だけ述べ、今後について法人への支払いは法人口座以外認めないという基本原則に立つべきであると。これは、本当に市民は納得しないことだというふうに思います。一説によると、2億4,000万円すべてが会社には入金されておらず、いわゆる入金先の口座の持ち主あるいはそれを管理している者が自由にこれを容疑者その他に流したというふうに言われているこの口座問題について違法性がないと。違法性というのは、公金の支出をするということについて、きちっと請求された請求先に対してお金を届けると、これについての注意義務が足りなかったと。いわゆる注意義務違反ということも言えるというふうに思いますが、この点でも本当に違法性はないというふうに言えるのかどうか。

以上、5点伺います。

○議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 清水議員さんからの1番目の質疑の補正に関して、いつごろ福祉事務所が不足しているというようなことがわかったのかというようなご質疑でございますが、私どもは当然生活保護費の執行状況について把握を行っています。ですから、それは秋ぐらいにこれはこの分だと……10月ぐらいです。この分だと3月までもたないなというような判断をいたしました。しかし、先ほどちょっとお話がございましたが、12月の議会にも、その定例会の折にも出せたのではないかなというようなニュアンスでおっしゃったと思うのですが、私ども12月の議会ということも財政課とも相談をいたしました。しかし、その折にちょうど11月の末に事件が発生をし、当然議員さんたちからの今回の事件に関するご質疑も相当あって私ども混乱がちょっと予想されました。そういった意味で、第三者委員会の設置もその当時計画をされておりましたので、そういった条例も出るこの時期に補正をすることが適当ではないかというような判断で提案をさせていただいたところではあります。

以上です。

(「検証結果を踏まえてくださいよ、いろんな意味で」と言う声あり)

○議長 副市長。

○副市長 検証委員会の中で、後追いを含めて責任がないということでは言っていませんけれども、法的な違法性、移送費の支払いに対して違法性を問うまでには至らないが、第三者の今後の検

証委員会に客観的な分析をお願いしたいということでの報告書のまとめであります。責任論、処分論、そういったことについては今後厚労省、それから刑法における行方、それらを見ながら判断していくことになるだろうということだと思っております。

先ほども検証委員の中で申しあげましたようにいわゆる過失、それからともあれ重大な過失、これは私どもの法的根拠の判断の中では国家賠償法による故意または過失、地方自治法による重大な過失という観点から実務のことをヒアリングをして、挙証資料等によって把握をした中で、第一義的な報告書の中としての検証委員会としては違法性までは問えないが、第一義報告書として次の第三者委員会による客観的な分析が必要ということで申し送る形であります。これが最終判断ということでの判断をしているわけではなくて、今後のやはり第三者委員会の分析、それから外部、いわゆる法定受託事務でありますので、厚労省の判断、それから今の刑法における行方、これらの推移を見ながら今後責任論、処分論等の判断になるだろうということだと思っております。

(何事か言う声あり)

○議長 長 保健福祉部長。

(「検証委員会を踏まえてくださいよ。検証委員会のメンバーでないんだから、答弁できないでしょう。違法性があつたのかどうかということを。私は疑いがあると思う。もう一度お聞きしたい」と言う声あり)

○議長 長 先ほどの検証委員会を関連して質疑をされるのは結構なのですが、理事者側としてできるもの、できないものがございますから、その部分を言わせてみますから。できないのか……

(何事か言う声あり)

○議長 長 総務部長。

○総務部長 先ほどのご質疑でございますが、検証委員会としては総体として違法性を問えないという判断をしている根拠は、それぞれ検証報告書に記載をしておりますけれども、特にご質疑のあつた妻に対する札幌への通院を認めたという部分においては、総体として妻のストレッチャー対応型タクシーを利用しての通院については、利用を認めたことについてはその主治医の意見を尊重した判断ということで、これを不適切な対応とは言えないという判断でございます。ただ、これらの決定に関しては業者選定や金額決定の経緯などのケースへの記録が不十分であるということも指摘をしております。また、今後は特殊なケースについては実務的なより徹底した調査確認を行う必要があるという問題点も指摘した上での総体的な判断ということでございます。その他の項目につきましてもトータルとして内部の検証委員会としては、当然法的な部分においては顧問弁護士先生の意見を踏まえてトータル意見書をまとめておりますので、そのような判断と報告書の内容となつたところでございます。

(「具体的な事実についてだけ福祉部長から」と言う声あり)

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 清水議員さんからのご指摘の妻の通院に関してについてでございますが、要否意見書につきましては先ほど清水議員さんからご指摘があつたような流れというのは実は原則論では

ないです。原則論は、あくまでもご本人が自分の主治医に対して要否意見書を持って行って、そして主治医の方が本人を通して提出をしてくるという形が原則です。福祉事務所のほうから直接することもできるようにはなっておりますけれども、あくまでも今回のケースにつきましてはご本人の提出であったということです。次の段階で要否意見書を提出しないで続けたというようなお話がございましたけれども、これについては厚生常任委員会でもお話をしていますが、医療要否の意見書の中にそういったものが明らかであるというふうにわかれば、私のほうとしては支出をするということで、今回通院移送費の支出を行っていたというところでございます。

以上でございます。

（「口座については答弁ないの。注意義務違反はないということなのか」と言う声あり）

○議長 長 総務部長。

○総務部長 口座についてのご質疑でございますけれども、これにつきましては現状その法人代表者による委任が確認されれば、法人口座以外への振り込みを認めているという状況でございます。これにつきましては、弁護士先生とも相談をして、協議をして、法的な違法性はないというふうに考えております。また、これにつきましては、今後は法人への支払いは法人口座以外認めないという基本原則に立つべきとの提言も報告書の中でまとめたところでございます。

以上です。

○議長 長 答弁終わりました。

（「嘱託医の議会への出席については答弁ないんですか」と言う声あり）

○議長 長 出席要請。

（「出席すべき時期に来ているのではないかと、何度も求めているけど。答弁ないんであれば」と言う声あり）

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 厚生常任委員会におきまして、嘱託医の先生の出席を求めて、そしてそのときの経過についてお話をいただきたいということで通告でご質疑をいただきました。先生ともご相談をしたのですが、そのときちょうど診療も入っていますし、そういった意味でこういうふうにしてきちっと答えてほしいというようなお話がございまして、それで私ども先生とお話をする中で答弁をさせていただいたところです。先生も非常に1つの病院をお預かりになって忙しい中でそのいった判断をされてございますので、今後もしそういうことがあれば市長部局のほうでもまた相談をさせていただきまして、先生とも相談をさせていただきたいと思っています。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 1点目については、再質疑はしません。

2点目の市民の感情に対するご答弁ということについて言えば、非常に不十分かなと。つまり責任論、処分論は今後の判断だと、まだ最終判断ではないということを述べて、では市民が、もう2カ月と10日間たっているわけですよ、逮捕されて。この段階で、11月あるいは12月の初めの段階の副市長の謝罪がございましたが、その後この2カ月と10日たった後にさらにこういうこと

を市民に伝えたいという、そういうことが答弁からは感じられないのです。今の時点で市民にどのように検証結果を踏まえて謝罪をするのかと、ここが問われているのではないのでしょうか、市民感情に対して。そういう観点で伺います。

3点目の今の段階で市長、副市長が退職金や賞与、給与について、ここまで私たちとしてはやるのだということについてご答弁はございませんでした。最終処分が出るまで全くその意思を示されないということであれば、私は到底市民の納得は得られないのかなと。やれることはどんどんやっ
ていかないと、市民のやはり怒りはすさまじいものが私はあるというふうに考えます。もう一度ご自身らの今後の給与、賞与、退職金等についてお考えを伺います。

4点目ですが、妻に対する問題、要否意見書を本人が持ってきたと、これは原則がそうだとは言いますけれども、1回使って20万円の要否意見書を本人が持ってくるというのは、しかもそれまではこの方はほとんど、全くと言っていいほど通院されていないわけでしょう。それが急に20万円で札幌に通院したいなんていうものを持ってくるということ自体、もう異常中の異常なわけです。これについて、嘱託医も必要だと言ったと。だからこそ嘱託医のご意見をきちっと議会の場で述べていただかなければ、これはだれも納得できないという内容です。そういうことで、この問題については医者が、主治医が認めたから違法性はないというご答弁ですから、主治医の判断をどのように分析、判断したかというのは、これはまさに嘱託医の活用を福祉事務所がどうされたかということでもありますので、議会への答弁者、理事者及び職員の出席は議長が要請し、執行機関が決定すると。つまり福祉事務所長が検討したいなどという、このような話をしているのを私は到底納得できません。市長のお考えを伺いたいと思います。

最後、5点目、口座についてですが、弁護士と相談して違法性はないということを検証委員会で結論づけられたと、今の時点ではということです。しかし、何度も申し上げますけれども、個人口座に2億4,000万円振り込むということは全く常識では考えられない。民間の会社が自分の会社を運営するときは絶対にやりません、そんなことは。それは、銀行のプロも皆さん言っています。例えば個人口座にA株式会社社長、Bという名前、こういう口座名で通帳をつくろうとしたら、銀行はつくってくれないのですよ。わかりますか、何を言いたいのか。銀行は、法人の口座か個人の口座というのを明確に分けているのです。銀行には税務署も来れば、警察も来る。法人の口座と個人の口座というのは、それぐらい経済界では明確に分けられているものを個人の口座でやったことについて注意義務違反がなかったという結論をされたというのはまことに不適切、今後の大きな課題になるというふうに思いますが、検証結果を踏まえた市長のお考えを伺いたいと思います。

○議長 答弁を求めます。市長。

○市長 私から2点についてご答弁申し上げますが、責任と処分のあり方ということについては去る議会においても明らかにしておおりであります。その考え方にいささかも変わりはありません。議会にご答弁を申し上げ、議会を通じて市民の皆さん方にお約束を申し上げたのは、まず内部において何があったのかしっかりと事実を確認をし、検証し、問題点を明らかにし、再発防止策を内部として検討すると。その次の段階において、何があったのかということがわからずにゼロからの出発ということにはならないだろうと。したがって、内部の検証委員会の報告を基礎にして

市民の皆さん方を含む今回の議案提案の中にあります第三者による外部の委員会を設置をして、そこにおける点検、検証、問題点の発掘、再発防止策について明らかにしていきたいと。その後において、市民の皆さん方に経緯なりを明らかにしていく必要があるというふうに思っておりますと、こういうことをずっと言い続けてまいりました。そして、今詐欺事件としての捜査が行われている。一方、生活保護法による扱いが適切であったのかどうかであったのかということについて厚生労働省の判断が行われていく。こういう総体の中における責任と処分のあり方ということについては、しっかりやっていきますということをお約束申し上げているわけであります。その考え方にいささかも変化はありません。しかし、管理監督責任として市長に管理監督上の責任があるということもまた同時に認めております。したがって、第1次の暫定的な行政処分として市長の処分を暫定処分として行ったわけでありますが、これがこれにとどまるかどうかというのはこれからのさらにその状況の判断によりますということも前回の議会において明らかにさせていただいたところであります。

それと、2つ目のことでありますけれども、ここの責任問題が明らかにしなければ、その生活保護法の。この予算案に関連しますれば、補正予算としての税を投入するべきでないという意味でのご質疑ですか。それは、私はちょっと違うのではないかというふうに思います。この保護費の支出が適切であったのかどうかということについては、厚生労働省の判断を待たなくてはいけません。不適切であるということになった場合に、その対応はまた同時にしっかりしなくてはいけません。しかし、今必要なのは、現実に医療費が足りなくなるということであります。この医療費が足りなくなる、そういうことに対してどういう対応をしていくのかということになります。したがって、必要な補正は、これはご理解いただかなくてはいけません。そうでなければ、必要な保護費を払えないという事象が生じてまいります。改めてご答弁を申し上げます。必要な医療費については、いろいろご質疑をいただいて、この補正予算の十分な議論の中でご決定をいただきたいというふうに思います。しかし、一方でこの厚生労働省による不適切な支出があったということについては別な問題として、これも極めて重要な問題でありますから、別な問題としてしっかりとすると、これは今までどおりご答弁を申し上げてきた、そういうことといささかも考えは変わりません。そういうことをご理解をいただいて、十分なるご審議の上でこの補正予算について可決を賜りたいというふうに思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 議会への嘱託医の出席についてでございますが、前回の厚生常任委員会の中でも委員会のルールに基づいて出席要請なり、私どもの判断というようなお話が委員長さんのほうからございました。議会の本会議の場合も議長さんの判断ということもあるでしょうけれども、議会のルールに基づいて私ども対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 個人口座の関係でございますけれども、注意義務違反の関係でございます。個人口座の関係につきましては、当初から法人口座はないのかという問いかけを会社のほうにも福祉事務所を通じてしております。その結果、担当者からはないと、その口座しかないという回答を得ている。さらにまた、その後振り込み口座申出書というものを再三提出を依頼し続けたという事実もござい

ます。結果として、その申出書があったのはかなりおくれての時期ということでございますけれども、そういう働きかけ等も含めて、あるいは確認行為も含めて、そういうことも含めても注意義務違反だったのかどうかということについては、これは内部の検証委員会としてはそのような判断をしておりますけれども、全員協議会の意見も踏まえまして、この問題については第三者委員会にきちっと申し送りをしたいというふうに考えております。

(何事か言う声あり)

○議 長 清水議員。

○清水議員 市長は、まず今回の補正予算は必要な保護費についてだからということを述べられました。私もそんなことは百も承知で質疑をしているわけです。問題は、これ以上税金を出すときには、きちとした根拠を持ってでなければ私たちは納得しませんよと市民が言っているのです。つまり今回で言えば、いまだに11月からほとんど市の責任については進むどころか、逆に違法性はないというふうに正当化するかのような報告書に市民からは映るのです。こういう中で1億四千数百万円、これを補正させてくれと。補正というのは、つまり読み誤るわけですから、補正予算を通してくださいということで議会に諮るわけですから、必要な責任やお金をどうするのかということについて一定の前進がないと、11月の状態と同じでは、これは市民は納得できないのです。そういう観点で市民の感情についてどうなのか、どう考えるのか、また暫定で給与を下げたぐらいでなく、もっと進んだそういったみずからの処分を考える中での補正予算の提出でなければならないということでお聞きをしていますので、その点を踏まえてご答弁を伺いたいと思います。

また、嘱託医に関しては、今福祉事務所長は必ず出席させるとか、そういう答弁でないのですよね。議会運営上は、先ほども申しましたように執行機関の長が出席者を決めるのです。だから、市長が出席しなさいと言えば、それを拒むことはできないのですよね、部下ですから。そういったことを考えると、市長のやはりご答弁がどうしても必要だというふうに思います。

また、口座の問題については、今回の内部検証委員会が本当に内輪での検証の限界を、弱点をまさに露呈したなというふうに考える答弁がされました。請求先が会社の口座がないと言ったので、引き下がって個人口座に振り込んだ。これは、義務教育を卒業していないレベルの答弁なのです。2カ月間、検証委員会をやった結果ではないのです。午前中、他の議員が18年度決算を手に入れば会社に入金されていたかどうかすぐわかるはずだと、こんなことは経営者の常識だという話もされました。検証委員会が本当に税金がどのように使われたのか、流れたのか、そこを調べようとする姿勢、気持ちがなかったというふうに厳しく言わざるを得ない答弁ではないですか。検証委員会で本当に2億4,000万円のお金がきちっと会社に行ったのかどうか、そういうことを調べようとしたのかどうか、もう一度その点についても伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 十分知っていると、そのことを前提での質疑だということでもありますけれども、十分ご理解いただいているのであれば、そういう立場に立ってぜひご理解をいただきたいというふうに思います。私は、行政的責任において暫定的にみずからの処分いたしますということを申し上げました。この行政的処分もこれで終わるか終わらないかは別の問題としてあると。同時に民事的責任

があるのかどうか、あるいは社会的な責任、あるいは政治的な責任、あるいは組織的な責任、こういうことについてもあるのかないのかということはやはり総体を見てみなくてはわからない、しかししっかりやりますということを言っているわけであります。

私は、この2カ月間の中で内部の委員会で極めて積極的にやっていただきました。それだけ複雑な問題であります。簡単、簡明、単純な問題であれば、こんなに時間かかるはずはありません。しかも、警察の捜査もまだ捜査中であります。厚生労働省の判断もおりておりません。単純な問題であれば、捜査も単純でありましょうし、厚生労働省の判断も早いというふうに思います。私は、市民の皆さん方が早く結論を出せというお考えは、それは痛いほどよくわかります。わかりますから、急いでやっているつもりであります。しかし、構造は極めて複雑であると。したがって、市民の皆さん方にそのご報告を申し上げるまでにやっぱり段階を踏んで作業を進めていきますと、そしてこの次、2段階目に移りますという今回の議会の提案をさせていただいているわけであります。早く出せと、責任を明らかにせよと、そういうご意向はよくわかります。そういう精神でこれからのスケジュールも進めていきますけれども、問題は極めて複雑であるということもまたご理解をいただきたいというふうに思っております。そういう中で早く結論を出さなければ、この生活保護費の補正は認められないということになれば、別な意味での大きな影響も出てくると、こちら辺のこともよくご理解を賜ればというふうに思います。

○議長 副市長。

○副市長 個人口座の関係ですが、制度上を含めて委任行為があれば振り込むことはできることになっている。そして、制度上これではよくないということで基本原則を含めて、改善策を含めて今後は法人口座へと、しっかりと絶つべきだということで検証委員会としては申し述べているところなのですが、ただ清水議員が言うように初めから意思力を含めてなかったのではないかと、弱さを感じると、こういう点についてはご批判を含めて受けとめながら、これらについては議会、全員協議会の中からこういう意見があったということは第三者委員会に申し送りたいと思っています。

○議長 嘱託医の関係は、市長、答弁ありますか。市長。

○市長 嘱託医の出席については、議会における審議が直接嘱託医の出席がなければその審議に支障が及ぶということであれば、当然嘱託医の出席は求めます。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 私のほうから幾つか質疑をしたいと思うのですが、まず午前中に開かれました全員協議会の中で内部検証委員会において出されました検証報告書についてでありますけれども、極めて不十分なものと言わざるを得ないものだというふうに思っております。中でもタクシー通院費の支給についてはやむを得ないものであり、移送費の支給をとめる方法はなかったと断言しております。私は、全くそうは思っておりません。やはりその責任ある立場の方が役割を果たしていれば、とめることができた問題だったというふうに思っております。その点では、これまで厚生常任委員会、この問題で何度も行われておりますけれども、一番最初のときにはだまされていたと、滝川市としてだまされていたという表現もございました。2回目の委員会のときに初めて副市長が起きたこと自体に対してはおわび申し上げるというふうに発言いたしました。それから見ましたら、

第1回目の委員会に戻る状況ではないかなというふうに思っております。このままでは市民が納得できないというのは、当然のことではないかなというふうにも思っております。そうしたことから、当然議会としてもこれまで以上に真相の究明を図らなければならないというふうに思っておりますけれども、これから質疑いたします第三者委員会にも当然寄せられる期待というものは非常に大きなものであるというふうに思っております。以上のことを踏まえまして、質疑をしたいと思います。

まず、第1番目にお伺いしたいのが会議の記録についてでございます。議事の経過、概要等を記載した会議の記録が作成され、公表するとしていますが、この中身についてどの程度公開しようとしているのか、ここについてお伺い申し上げます。

2点目といたしまして、この中身についていつごろ出されるのかお伺いしたいと思います。毎委員会ごとに概要が公表されることになるのか、それとも最後のほうになりましてまとめたものを出すという形になるのか、その辺についてお伺いいたします。

3点目であります。委員会は、いつまで、何回程度行われる予定なのでしょうか。条例案の中では、事務を終えるまでの間というふうになっておりますが、現在での考えについてお伺い申し上げます。

最後、4点目であります。関係者の出席についてお伺い申し上げます。例えば医学的見地から医師の出席が必要だと委員会が求めた場合、条例案第7条では必要があると認めるときには、関係機関の職員その他関係者の出席を求め、調査することができるなどとなされております。そのような考えでよろしいのかどうかお伺いいたします。

○議長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま第三者委員会の関係のご質疑でございますけれども、まず会議の記録でございます。会議の記録は、会議の経過あるいは概要を記載した記録を作成する予定でございますが、内容は概要を想定しているということでございます。

さらに、いつごろ出されるのかということでございますけれども、一応正式にこの第三者委員会が発足をして、その会議の進め方とか、あるいはそういうものが決定してからの話ということにはなりますけれども、その検証の仕方、例えば部門ごとと申しますか、そういうある程度ジャンルを固めて検証を行うとすれば、そういう単位での区切りの部分で公表を行うとか、最後に一回に一発最後でということは考えていないという、極力毎回とまではいかどうか分かりませんが、そういう部門ごと、ジャンルごとのまとめの段階で公表を考えております。

さらに、回数でございますけれども、今のところ5回程度を予定しております。

それと、関係者の出席の関係につきましては、これも第三者委員会の皆さんのお考えと申しますか、そういうもので出席者を求める必要があると判断した場合には、それにこたえるということになろうかと思います。

以上です。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 1点だけ再質疑いたしたいと思います。

関係者の出席についてでございますけれども、こたえる形になるということで出席されるという

ふうにとらえたわけでございますけれども、予算的な措置はどのような形になるのかお伺い申し上げます。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 今回補正を提案しております経費については、8名の5回分ということで想定をしておりますけれども、関係者の出席による経費がもしふえたという場合は現行予算の流用等で対応したいと考えております。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 では、これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。

渡辺議員。

○渡辺議員 市民の声連合の渡辺精郎であります。議案第1号 平成19年度滝川市一般会計補正予算を否とする立場で討論いたします。

平成19年度もあと2カ月ほどを残す今、民生費の生活保護費の補正を提案している保健福祉部では、先日の厚生常任委員会での説明で開口一番、今回の補正予算は介護タクシー費の詐欺事件とは直接関係ありませんと、こういうふうにして切り出しました。しかし、私の質疑で関係ありませんということは撤回いたしました。保健福祉部がどうしてそのようなたんかを切って発言できるのでしょうか。それは、先ほど私が質疑で明らかにしていただきましたように、今回の介護タクシー代の詐欺事件は18、19年度にまたがっており、詐欺された18年度分の実績から19年度詐欺されるであろうとは考えなかったでしょうが、片倉勝彦容疑者に支払う予定の介護タクシー代1億1,340万円が計上されていたということが明らかになりました。片倉勝彦容疑者に支払う移送費用は予算化していたので、今回生活保護費の補正は介護タクシー費の詐欺事件とは直接関係ない、こういう意識が強かったのではないのでしょうか。ついそのような表現となったのでありましょうが、今回の事件と保健福祉部の関係を象徴的に物語っている事柄ではないのでしょうか。表現は少し厳しくなりますが、詐欺されることになった移送費をみすみす予算化していたことになり、3月の予算委員会でも全く説明されることなく、保健福祉部としては公然の秘密で予算化されていたことになりまして、極めて問題が大きいと私は思うのであります。札幌と滝川の往復を25万円から35万円という常識外れの介護タクシー費の運行費用を19年度滝川市の予算に計上していたということは、滝川市の職員として適正な職務遂行に背いたのではないのでしょうか。それが片倉容疑者へ1億1,340万円の19年度移送費計上で確実になったことであります。

そこで、保健福祉部は今回の補正予算の理由を一般生活保護者の入院患者が多かった、そういうことで補正予算として提案すると、そういうふうにして説明していたわけでありましたが、今回の1億4,397万円の補正額に対しまして、先ほど質疑いたしました。片倉容疑者2人に19年度4月から11月に支払った介護タクシー不正支出金なるものは実に1億2,865万円で、この不正支出がなかったら、今回の補正予算額は実に1,532万円程度で済むのであります。ですから、どちらの立場をとるにいたしましても今回の補正予算の提案が片倉容疑者夫婦に移送費として介護

タクシー費を不正支出したと無関係などと言えるはずがないのであります。

さらに、片倉容疑者夫婦のストレッチャーつき介護タクシー料金が詐欺というのであれば、1カ月に30日も通った医療費は適正であったのでしょうか。このあたりは、議会としての解明は難しいものがありますが、この矛盾は検証委員会や今後の司直の手でしっかり解明していただかなければ市民は到底納得できるものではございません。この2人の容疑者の医療扶助申請にかかわる実施機関として、福祉事務所と市の医療機関としての滝川市立病院の嘱託医師と札幌の8人にも上る医師との関係も不明であり、この補正予算を可とするには責任を持って市民の皆さんに説明をしなければなりません、いまもって片倉ひとみ容疑者が生活保護者として7名の医師、強いて言えば7つの病院にかかると同じような異常さを実施機関としての滝川市が認めるというのは何たることでしょうか。介護タクシーの移送費の非常識とともに、札幌の医師8人を認める異常というか、非常識さにまことに驚くのであります。ストレッチャーつき介護タクシーと病状との関係でもまさに不思議なことばかりであります。耳鼻咽喉科の病気に寝たまま札幌、滝川で通院する不思議さ、医学は専門分野であり、わかりにくいのでありますが、市民に理解していただくレベルに戻って説明責任が必要と考えるのであります。

さて、補正予算を不可とするからにはどのようにするのか、こういうふうにして言われるわけですから、暫定的に次のように考えるところであります。1つ目、民生費全体であと2カ月をカバーできるかできないかの試算をしっかりとしてください。2つ目、容疑者からの返金可能な金額を確認をしてください。3つ目、市民が力説する特別職、管理職責任論、職員責任論でしっかりと試算をしてください。4つ目、いずれにしてもこれ以外の市費での対応はしないほしい、こういうふう思うわけであります。5つ目、第三者委員会の委員の報酬46万円が提案されておりますが、これは次の議案との矛盾が出てまいりますので、これは一括補正予算であります、ぜひ費目流用で切り抜けていただきたい。

以上、滝川市民の厳しい批判をしっかりと反映させるとともに、順次述べました理由でこの補正予算に反対するものであります。

○議長 清水議員。

○清水議員 私は、日本共産党を代表し、議案第1号、一般会計補正予算（第8号）を否とする立場で、また議案第2号、生活保護費詐欺事件検証第三者委員会条例を可とする立場で討論を行います。

反対の理由は4つあります。まず、1点目、財源問題です。1億4,397万円のうち1億2,864万円は、この介護タクシー不正による金額です。少なくともこの分だけは全容解明されて、責任がだれにあったのか、処分をどうするか、そして市に落ち度がある分についてどのように返済するのかを明確にしなければ、これ以上の税金支出は認めないというのが大多数の市民感情ではないでしょうか。

第2に、補正予算議決はそれらが明確になってからというのが筋ではないでしょうか。今検証委員会の中間報告がされ、第三者委員会へ引き継がれました。議会での調査も大もとの原因解明に向け、より厳しい調査が必要となってまいりました。

3点目は、しかしすべて解明されなければ責任問題や財源問題を決められないというご答弁が続きました。指揮監督者である市長、そして副市長が退職金を受け取れないように積み立てをやめること、また賞与の100パーセントカット、また給与は最低限の金額にする、これらの条例をまず成立をさせて、そして補正予算を提案をする、このようなやり方は十分可能だったのではないのでしょうか。こういうこともなしにこの補正予算案に賛成することは、有権者に対する背信行為になると日本共産党は考えます。

4点目は、まだ1カ月近くも現予算の枠内で業務執行できます。まず、今回の補正予算案を撤回し、否決し、全容解明と責任、返済などについて、この1カ月間あらゆる手だてを尽くすべきではないでしょうか。そして、ぎりぎりの段階で再度臨時議会を招集して、最小限の金額としてこれだけの補正が必要だと再提出すべきではないかと日本共産党は考えます。

以上を述べて、日本共産党の反対討論といたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結をいたします。

これよりまず議案第1号を起立により採決をいたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第1号は可決されました。

次に、議案第2号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は可決されました。

◎閉会宣告

○議 長 本臨時会に提案されました議案の審議はすべて終了をいたしました。

これにて平成20年第1回滝川市議会臨時会を閉会をいたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時42分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員